「明石市労働組合連合会への最終回答]

202夏季一時金及び男女平等社会実現 に関する要求について(最終回答)

みだしのことについて、次のとおり回答します。

1 期末・勤勉手当については、現行の条例・規則等に基づき、6月30日 に支給します。

(支給月数)

		一般職員及び任期付職員	再任用職員	臨時事務員
期末	手 当	(1.200月)	(0.675月)	(1.595月)
勤勉	手 当	(0.950月)	(0.450月)	
合	計	(2.150月)	(1.125月)	(1.595月)

なお、2021年12月期末・勤勉手当の支給を受けた一般職員及び再任用職員については、2021年人事院勧告に基づく同年の期末手当の引下げ相当額(一般職員0.15月分、再任用職員0.10月分)をこのたびの支給額から減額します。

- 2 昨年度に人事院から報告のあった男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための取組みのうち、育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加休暇の取得可能期間の拡大などについては、国の取扱いに準じ、本年10月からの施行を目指し、令和4年第2回定例会9月議会において条例改正案を提出します。
- 3 査定ボーナス及び査定昇給制度(人事評価制度)については、人材育成 を図るため、本年度にあっては、処遇への反映を除くとともに、簡素化に 向けた見直しを行い、一部再開する考えです。